

別表 4 大規模地震災害発生時の自主防災隊行動マニュアル
「〇〇〇町自主防災隊」

〇〇自主防災隊災害対策現地指揮所の設置

- ・〇〇自主防災隊災害対策現地指揮所（以下「現地指揮所」という）は、一次災害集合地に指定されている〇組の〇〇〇〇の広場に設置する。
- ・自治会〇役及び自主防災隊各班長（副）は大規模地震発生時（震度5弱以上）には、「現地指揮所」に速やかに参集する。
- ・現地指揮所要員は、必要な資機材及びヘルメット等を防災倉庫から搬出して現地指揮所に配備し管理する。
- ・自主防災隊員は、災害の発生状況に対応するため現地指揮所の指示に基づき行動する。
- ・自治会長（自治会長事故あるときは副会長兼防災隊長以下おなじ）は、町内の被害状況等をまとめ、逐次富田地区災害対策本部に情報を報告する。
- ・自治会長は、災害時要救護者等の災害弱者の安否確認等を民生委員児童委員と相互に情報交換を図り支援する。
- ・自治会長は富田地区災害対策本部からの各種情報を情報班（各〇〇）に伝達して自治会員に周知徹底させる。

地震発生初期の対応

- ・各家庭内での家族の安否確認をおこなう。
- ・負傷者がいれば家族で救出救護して応急処置を施す。
- ・ガスの元栓、電気のブレーカーを切り二次災害の発生に備える。
- ・向こう三軒両隣に声を掛け安否確認等をおこなう。（負傷者がいれば助け合う。）
- ・家族全員が避難する時には、玄関等に「避難完了」等の張り紙を表示する。

自治会住民の安否及び被害状況の確認

- ・特に災害時要救護者（独居老人、高齢者、障害者等）等の災害弱者宅の安否確認を優先的におこなう。
- ・火災の発生の有無の状況確認をおこなう。
- ・要救護者及び負傷者等の有無の状況確認をおこなう。
- ・倒壊家屋の有無の状況確認をおこなう。
- ・避難誘導に伴う道路状況等の確認をおこなう。
- ・住民を一次災害集合地まで組単位で避難誘導をおこなう。（避難道路の選択）
- ・情報班の〇〇〇は他の自主防災隊員等と協力して「被害状況報告書」に必要事項を記入し報告書を作成する。（別紙）

一次災害集合地での対応

- ・情報班の〇〇〇は、当該組の被害状況を現場指揮所の自治会長に「被害状況報告

書」を提出し被害状況等を報告する。

- ・現場指揮所要員は災害時要救護者等の災害弱者の安否確認をおこなう。
- ・応急救護所を開設して負傷者が居れば応急処置を施す。(家庭常備薬等)
- ・被害が拡大して応援等の要請が必要な場合には自治会長は隊員を派遣する。
- ・自治会長は、町内各組の被害状況を把握した時点で富田地区災害対策本部に現状の被害状況等を逐次報告する。
- ・避難誘導班員等は避難者を安全に指定避難所に誘導する。(〇〇〇〇学校)

防災隊各班の役割等

各自主防災隊員は、災害の発生状況により、相互に協力し合って住民の安全及び被害の軽減に努めなければならない。

〇情報班(各〇〇兼務)

- ・大地震発生初期の段階では人命の安否確認を第一に考え、火災発生の危険性の有無、また建物の倒壊、落下物等の下敷きによる被害者の確認作業を行なう。
- ・別紙「災害状況報告書」に被害状況等を記載して、時間の経過とともに詳細な報告を現地指揮所におこなう。
- ・自治会長(自主防災隊長)からの情報を富田地区災害対策本部及び住民等に伝達する。

救出救護班

- ・倒壊家屋、落下物による下敷き等の被害者の救出救護にあたる。
(使用資機材にあつては、防災倉庫、又は家庭にある身近な資機材等を活用する。)
- ・一次災害集合地に応急救護所を開設し、負傷者を搬送して応急処置を行なう。
- ・特に、災害時要救護者等の災害弱者の救出救護活動に当っては、民生委員児童委員と協力して救出救護支援にあたる。

消火班

- ・火災の発生が予想されるときは、直ちに地区住民に火の始末を呼びかける。
- ・火災が発生したら、初期段階での消火活動が重要であり、消火器や公設消火栓(水道管使用可能)を利用して地区住民の協力を得て日頃の訓練を通して初期消火活動にあたる。

避難誘導班

- ・一次災害集合地へはで住民の安否及び避難路の安全を確保してから避難者を誘導する。
- ・指定避難所、緊急避難所への避難に際しても避難路の安全確認を行う。
- ・災害時要救護者等の災害弱者に対する避難誘導支援にあたる。

